機式会社コノヘラ主催の

産業用ロボット教示 等の特別教育講習会





<u>産業用ロボットの教示作業</u>を行うには、特別教育を 受講しておかなければいけません!!

(※労働安全衛生法第59条第3号)

第六章 労働者の就業に当たつての措置

(安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生の ための教育を行なわなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

①講習内容及び受講時間(安全衛生特別教育規定第18条)

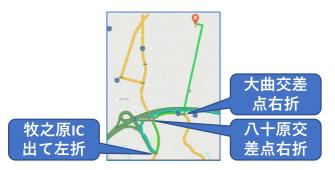
	学科	産業用ロボットに関する知識	2時間以上
		産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	4時間以上
		関係法令	1時間以上
	実技	産業用ロボットの操作の方法	1時間以上
		産業用ロボットの教示等の作業の方法	2時間以上

※実技で使用しますロボットは、LR Mate200iD/7L(FANUC製)となります。



2講習会会場

静岡県牧之原市布引原878/㈱コハラ旧牧之原営業所







地図詳細QRコード

③講習会開催日時

第12回	令和5年4月6日/7日
第13回	令和5年4月20日/21日
第14回	令和5年5月11日/12日
第15回	令和5年5月25日/26日
第16回	令和5年6月8日/9日
第17回	令和5年6月23日/24日

1日目⇒ 9:00~17:30 2日目⇒ 9:00~15:00

※終了時間は前後する場合があります。

④講習会費用

¥22,000(税込み)⇒講習会受講費及びテキスト代 ※昼食代は含まれていません。

⑤お問合せ先

各営業所または、営業担当までお願い致します。

浜松営業所:053-423-1900

掛川営業所:0537-23-5051

焼津営業所:054-629-6226

静岡営業所:054-261-1755

沼津営業所:055-969-2100

メモ

